

ガヴィリア新政権の経済政策転換

産業保護政策から開放経済体制へ

幡 谷 則 子

今年8月7日のコロンビアの政権交代は、同国が政治的にも経済的にも、一つの大きな転換期にさしかかったことを意味するものであった。

政治的には、旧来の二大政党（保守・自由）による寡頭支配体制が変容する兆しをみせたことで、これは5月27日の大統領選挙結果とガヴィリア新政権の閣僚の構成に如実に表われている。ガヴィリアが、昨年8月暗殺されるまで次期大統領の圧倒的有力候補でありかつ市民にとってカリスマ的存在であった新自由党首ガランの後継者であり、ポスト・ガランの利点を得ていたこと、また保守党の対立候補擁立が割れて、ゴメスが別途立候補したこと、等の他の要因もあったが（詳細は前号の山川論文を参照のこと）、新自由党出身のガヴィリアが2位以下に大差をつけて当選し、また新生左派のM-19からのナヴァーロ候補が3位につけたことは、文字どおり伝統的二大政党支配体制を動揺させたことになる。これを受けたガヴィリアの組閣も、与党（自由党）7名、社会保守党から4名、M-19民主同盟から1名（ナヴァーロを厚相に起用）、軍1名（国防相）といった多党連合政権を示すものであった。

経済面では「経済の近代化・国際化」をキャッチフレーズにした、開放経済路線を経済政策の基本方針として打ち立てている。これは過去約30年間の、厳しい貿易統制（特に輸入規制）に基づいた国内産業保護による発展モデルを大きく転換させる姿勢であると一般には評価されている。最もこれはバルコ前政権が今年初めに打ち立てた新経済戦略を引き継ぐものであり、その筆頭は2月22日

に発表された「コロンビア経済近代化計画」（1990-94年の5カ年計画）の実施である。

本稿では、今回の開放経済、貿易自由化政策がいかにも新味のあるものなのか、これまでの経済政策の流れのなかで位置づけることによって考えてみたい。まずコロンビアの経済発展過程の時代区分を行なったのち、1980年代までの産業保護・輸出多角化経済路線がどのような経済政策のもとに展開されてきたのかを、各政権の経済発展計画を振り返ることにより紹介する。そして今回出された「経済近代化・貿易合理化計画」の概略と新政権発足以降の実施状況を追い、現在までの一応の評価を行なうことにする。

1 コロンビアの経済発展過程

独立後の経済発展過程についてはいくつかの時代区分があるが、対外的従属度とマクロ経済政策の特徴とを基準にしたクライン(H.F. Kline)の分類によれば、次の4期に大きく捉えることができる。

- (1) 輸出向け一次産品貿易時代（1830～80年）
- (2) コーヒー単一産品輸出期（1880～1930年）
- (3) コーヒー輸出に基盤をおく輸入代替工業化期（1930～67年）
- (4) 輸出多角化・産業保護育成期（1967年以降）
次に各期の特徴を簡単に述べよう。

第1期：1830～80年頃

主としてイギリスその他の西欧諸国からの工業製品と金、キニーネ、タバコなどの一次産品とを

励、保護された。コーヒー輸出税を財源とする特別会計である「コーヒー基金」が設置されたのもこの時期（40年）である。

第4期：1967年以降

1960年代はコロンビアにとって政治・社会・経済すべての面で動揺の大きい時期であった。それは50年代末の内戦と政治暴力の混乱期（ヴィオレンシア）を経て、秩序の回復と社会経済および政治体制の再建をめざす「国民協定」の16年（1958～74年）に集約される。経済発展路線に関しては、コーヒー単一産品依存の問題が顕在化する。実際64年のコロンビアの輸出収入の79%までがコーヒー輸出によるものであった。このコーヒー輸出は、たとえば第1位生産国のブラジルが霜害または冷害を受け、世界相場での供給不足、さらに価格上昇が生ずると、第2の生産国であるコロンビアには非常に有利な、いわゆる「コーヒー・ボナンサ」（Bonanza Cafetera）を招くが、価格下落によるインパクトも、コーヒー単一品目への依存度が高いほど大きく、たいていは交易条件の悪化につながる。

カルロス・ジェラス・レストレーボが政権を引き継いだ1966年は、およそ10年にわたるコーヒー国際価格の停滞とそれによる貿易収支の悪化、という経済下にあった。この事態を生んだのは、「国民協定」期前半の2政権の経済運営が破綻を来したためでもある。すなわち、ジェラス・カマルゴ政権（58～62年）の税制改革の不履行、農地改革の失敗、続くレオン・ヴァレンシア政権（62～66年）の無差別輸入自由化等が上記の国際経済環境に対応できず、結果として63～66年間のGDP成長率の低下、国際収支の大幅な赤字につながり、62年、64年と政府は度重なり替替レートを切り下げ処置を取らざるを得なかった。

これに対しジェラス・レストレーボ政権はそれまでの自由貿易市場を否定し、厳格な貿易（特に輸入）統制と価格統制によって経済再建の方針を打ち立てた。この経済政策転換の最初の業績が法令第444号の考案と制定（Decreto-Ley 444：67年3月制定）である。これはその後いくつかの修正を加えら

交易していた、自由主義的経済発展期。コロンビア国内でも自由党が政権にあり、19世紀の自由主義経済思想（レッセフェール）を反映していた。金およびいづれの熱帯商品作物も安定した生産・流通過程を維持できず、きわめて投機的なものに終わった。

第2期：1880～1930年頃

コーヒー生産が商業ベースに乗り、主要かつ独占的輸出産品としての地位を確立した時期である。1927年には生産・流通機構を支えるコーヒー生産者連盟も創設された。1878年には総輸出額の13.5%にすぎなかったコーヒー輸出は、1924年には優に80%に至った。この間、第一次世界大戦を境に、貿易相手国は輸出入ともに米国に集中するようになるが、一次産品（コーヒー）とその他財との交換による貿易形態は基本的には変わらない。

第3期：1930～67年

すでに第2期の1910年代から、輸入代替工業化政策は始まっていたが、世界恐慌をはさんでこの傾向は一層決定的なものになった。この経済発展戦略は、当時の発展途上国にほぼ共通の展開があったと考えられる。先進諸国から資本財・中間財を輸入し、それらを用いて国内向け消費財（主として非耐久消費財）を生産する形での工業化促進であり、コロンビアの場合、輸入のために用いられたのは専らコーヒー輸出によって獲得された外貨であった。このためコーヒー生産・輸出はさらに奨

れたものの、現在までコロンビアの貿易為替管理制度の根本をなす法制度である。また、発展戦略の新段階という点からすれば、非伝統産品(コーヒー、原油以外)の輸出振興による貿易の多角化と厳しい輸入統制による国内産業の保護政策の骨子となるのがこの法令である。

法令第444号は主要3部から構成されている。第1は非伝統的産品の輸出振興である。まず税額控除制があげられる。当初は輸出額(FOB)の15%に相当するペソ建ての証明(CAT)が輸出業者に譲渡され、これは1年後に輸出税の支払いにあてられる仕組みであった。これがのちのCERT(税額控除証明)で、いずれも譲渡およびその他の税支払いにも充当可能である。同時に輸出振興基金(PROEXPO)が設置された。これは非伝統産品の開発と輸出促進、そのための融資・技術援助の実行機関である。運営資金は輸入品に課される輸出振興基金税である。第2は外資および輸入に関する統制である。まず、当時10万米ドルを超えるいかなる外国資本もコロンビア政府の許可を必要とすることが義務づけられた。また、輸入統制についてはすでに57年に輸入監督庁(Superintendencia de Importaciones、のち64年にSuperintendencia de Comercio Exteriorと改編)が存在していたが、この輸入統制力が強化され、68年に今日の外国貿易庁(INCOMEX)となった。これは輸入登録と輸入許可とを管轄する機関である。最高決定当局は貿易審議会(Consejo Directivo de Comercio Exterior)であり、直接、または関税規定による輸入統制の管理・実施にあたる。同様に輸出規制、輸出者登録もこの外国貿易庁管轄下にある。他方、輸出向け国内生産の振興という観点から、輸出用生産に必要な財の輸入に対する特別輸入優遇制度(Plan Vallejo)が定められたのもこの法令第444号においてである。これは輸出向け生産に必須の資本財・原料などの輸入品目に対して供与される特典で、事前預託金(現在は運用されていない)、輸入許可、関税等の免除が含まれる。第3は為替管理制度である。為替管理政策の策定は通貨審議会が、実施は中銀が行

なう。対外支払いには、いかなる場合も中銀からの為替許可申請が義務づけられている。ここでより重要なのは、コロンビアで初めて小刻みの為替レートの切下げ制度(いわゆるクローリング・ペッグ)が導入されたことである。

以上が法令第444号に盛り込まれた新貿易政策の骨子であるが、このほかにも、ジェラス政権は意欲的な諸政策に着手した。土地再分配をめざした農地改革への新たな取り組み、人口政策の初の試み、そしてアンデス同盟の強化(アンデス共同市場[ANCOM]への加盟は1969年)等が主なものである。その詳細についてはここで触れる余裕はないが、いずれにせよ、ジェラス期の最大の貢献は輸出振興とその多角化という、脱コーヒー依存発展路線を打ち出した点であり、それが、輸出入管理機構という形で整備されたことにある。法令第444号の重要性が強調されるのは、その後度重なる修正はあったものの、この法令が依然として現行の貿易管理体制の基本をなしているからである。

今年コロンビア政府が示した「貿易の近代化・合理化」計画も基本的にはこの法令第444号の定める枠内での改革であり、20年来保たれてきた貿易管理制度の骨格までも変更するほどの影響力をもち得るかどうかはまだ判断できない。

この点、すなわち1990年代の政策展開が第5期経済発展段階となり得るか、あるいは70年代以降の政策の基本方針の延長上に位置づけられるかを考察するために、次に70年代以降の各政権の経済開発計画の特徴とその結果について順次見てみることにする。

2 歴代政権の4カ年計画

パストラーナ政権(1970~74年)

「国民協定」の最後の4年間は、保守党のパストラーナが政権をとった。経済政策に関しては、前期のジェラス政権の骨子を概ね引き継ぐものである。すなわち非伝統産品の輸出の促進路線の継続である。しかし、農地改革への新たな取り組みと

リーディングセクターとしての建設部門の強化という二つの点で異なっていた。また、1970年が経済政策史上意味をもつのは、この期に初めて総合的な4カ年開発計画が策定されたことであろう。これが「四つの戦略」(Cuatro Estrategias)で、このなかに、上記の建設部門主導型マクロ経済運営の方針も明確に示されている。

建設部門がリーディングセクターとして選択されたのはこの期の経済顧問として英国から招聘され、その後1980年代にいたるまでコロンビア政府の政策計画者の重鎮として同国の経済指導、なかでも都市計画・住宅政策の分野で、貢献したL・キューリ存在と大きく関わっている。建設部門、特に都市部での住宅建設の奨励は、同時に非熟練労働力の活用による雇用創出という社会的インパクトをねらった戦略でもある。

都市化を推進し、経済の重点部門を農村部から都市部へ移行させることにより、経済全体を活性化するというキューリの開発理論がこの時以降歴代政権の開発計画の基本的考え方のひとつになった。しかしながらこの都市重点主義は農村再開発、農牧業多角化の立ち後れを招いた。

ロペス・ミケルセン政権 (1974~78年)

「国民戦線」が終了し、自由選挙になって最初の大統領が就任した。ミケルセンは改革推進派の自由党で、もともとMRL(自由革命運動)のリーダーであった。その思想的背景を反映して、彼の4カ年開発計画もこれまでの経済成長推進路線から一層社会問題への取り組みを重視する、つまり社会的公正をめざす色彩の濃いものになった。この期の開発計画は「格差是正のために」と題され、文字どおり貧困対策、富の偏在是正(所得再分配)を前面にうちだしたものであった。ゆえにミケルセンが最初にとりくんだのが税制改革であった。

しかしながら、これらの社会福祉対策は1975年に起こったいくつかの国際経済環境の変化によって挫折せざるを得なかった。第1は、石油の輸出

国から輸入国への転換である。1970年までの原油産出量の伸びが低下し、他方国内消費量の増大にともない、輸入せざるをえなくなった(現在は再び、輸出国であり、原油は第2の輸出産品になっている)。第2は1974年のブラジルの大霜害に利を得た「コーヒー・ボナンサ」、そして第3が地下経済の麻薬密輸の増大といわれている。このコーヒーの国際価格の高騰、そしてナルコ・ダラーの流入によって、コロンビアとしては高水準である約30%台の高インフレにみまわれた。この結果政府は「社会的公正」を目指す諸政策から、もっぱらインフレ抑制策への方向転換を余儀なくされたのである。

トゥルバイ・アヤラ政権 (1978~82年)

再び自由党(ただし穏健派)政権である。この期の経済計画は「PIN：国家統合計画」と呼ばれ、以下の四つの目標を中核としていた。(1)経済的地方分散化と地域の自立促進、(2)運輸・通信の発達、(3)鉱物資源・エネルギー部門の開発、そして(4)新しい社会戦略の開発である。

さてその結果であるが、まず経済の地方分散化(decentralización regional)はあまり目立った効果は現われず、主な投資は依然として主要4都市に集中していた。この地方分散・分権化路線は1980年代を通じて提唱され続けている課題の一つである。コロンビアは他のラテンアメリカ諸国と比べて首位都市集中度が低く、地方都市の発展が相対的に顕著であるが、それでもなお、上位四都市——ボゴタ、メデジン、カリ、バランキージャー——中心主義的な地方行政の偏向がある。第2に、エネルギー、鉱物資源の開発と増産についてはロペス政権期に提出された資源再活性化の諸計画が継承・実施された。この結果特に石油の増産がめざましく、国内自給率を高めた。また、前政権期に懸案となっていた石炭開発については、エクソンとコロンビア石炭公社の合弁プロジェクトである北部セレホン炭田開発計画が承認され、1979年に採掘

が開始された。コーヒー以外の輸出品目の開発という点でこれは高く評価される。

しかしながら、この期の経済政策の最大の失敗はインフレ対策がまったく手薄であったことである。前期に引き続くコーヒー・ボナンサの影響があり、また1979年の大幅な輸入自由化を伴う貿易管理制度の調整に代表されるような輸出指向型の自由化政策に重点が置かれた。この結果、81年のコーヒー国際価格の暴落を機に、80年代初頭は大幅な貿易赤字を抱えることになった。

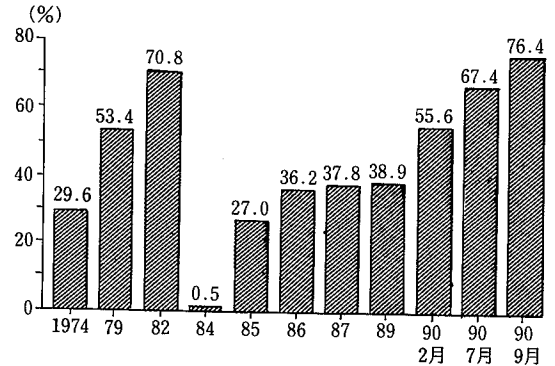
ベリサリオ・ベタンクール政権 (1982~86年)

この期は他のラテンアメリカ諸国と同様に、コロンビアでも1980年代経済危機に苦しんだ4年間であった。4カ年国家開発計画は、引続き社会問題・福祉への対応を重視した「公正を伴う変革」

(Cambio con Equidad) とされた。その中心課題は、(1)社会改革の推進：農民層の社会福祉の向上、都市生活環境の整備など、(2)経済成長、とそれに先立つ(3)経済各部門の再活性化——たとえば公的部門の再建、企業の資本蓄積の推進、農牧業の強化、工業の新規拡大、住宅建設の促進などである。都市型発展モデルのなかで、少なくとも農村開発の見直しの姿勢が見られる点は評価される。

しかしながら、1980年代初頭の経済危機の影響を受け、コロンビアも例外なく金融危機の打開策と国内インフレ抑制策に集中せざるを得なくなった。こうしてベタンクール期に2度のマクロ経済に関する修正計画が出された。これらが85~86年の「発展への自己規律」(Autodisciplina para el Desarrollo) と86年に再度出された「安定を伴う成長」(Crecimiento con Estabilidad) である。重点は対外債務政策としての短期為替政策、および通貨と財政政策に置かれた。86年に再び安定化政策を施行しながらも経済再活性化路線に転換できたのは、85年のブラジルの霜害に端を発する86年のミニ・コーヒー・ボナンサという外的要因と85年に

第1図 輸入自由化の推移
(全課税対象品目数における構成比)



(出所) Eduardo Lora & José Antonio Ocampo (coordinadores), *Introducción a la macroeconomía Colombiana*, p.128 ; その他、より作成。

石油が再び自給化されたという内的要因による。

この間貿易政策の面からみれば、1982~84年に厳しい輸入規制が行なわれた。危機を反映する80年代初頭の交易条件の悪化と外貨準備高の減少に対し、これは必須の措置であった。この時、先の法令444号で定められていた輸入管理制度が変更され、84年には、60年代以来適用されていなかった輸入禁止制度が復活された。82年時点では総輸入の70.8%が自由化されていたが、84年には83.0%が事前許可制となった。自由化品目は主に国内産業向け原材料と国内産業と競合しない資本財に限られ、この結果、自由化率はわずか0.5%に激減した(第1図)。

しかしながら、この輸入規制の方向は、1985年の為替相場の正常化と交易条件の改善に伴い今度は国内生産振興策としての原材料、基礎的資本財輸入の促進へと変化した。こうして厳しい輸入規制から段階的自由化へと移行するのである(85年の自由化率は27.0%)。

ヴィルヒリオ・バルコ政権 (1986~90年)

再び自由党政権である。この期は経済運営の立て直しの他に政治・社会的側面においてより困難な時期であった。左翼ゲリラとの和平交渉の難航、

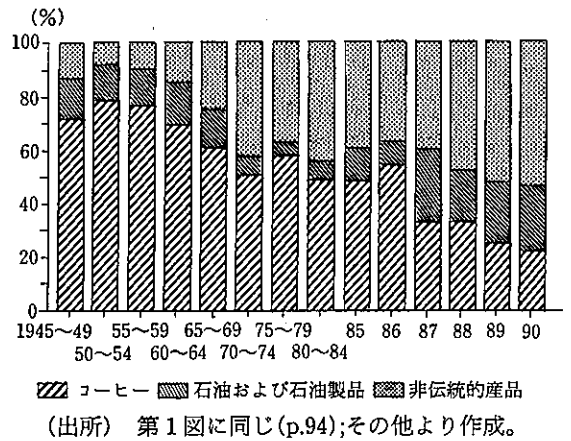
麻薬テロリズムの激化など、社会秩序・人権侵害の問題が深刻化した。政党政治体制についても、これまでの伝統的の二大政党：保守・自由党連合体制が危機に瀕し、与党のなかでもバルコ大統領の孤立、与野党の分裂という事態になった。

この期の開発計画はPESと通称される「社会経済計画」(Plan de Economía Social)である。経済成長よりも福祉の充実・社会的構成の是正を目指す政策方針はミケルセン期の路線を引き継ぐものである。社会不安が高まる状況下でこの社会政策重点主義は当然期待された内容であった。このPESには四つの基本的目標があった。(1)絶対的貧困の撲滅、(2)雇用創出、(3)マージナル地域の再活性化(Plan Nacional de Rehabilitación)、そして(4)国民和解の締結(対左翼ゲリラ和平交渉)である。

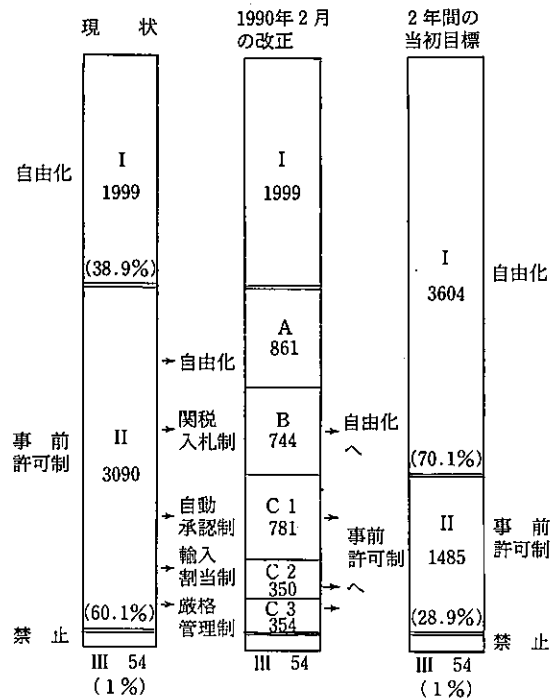
(1)の貧困対策には、強調度の違いはあれ、常に開発計画の中心課題の一つにとりあげられてきた問題である。しかし、バルコ政権期の特徴は開発計画の第1部に「社会発展の戦略」として、住宅・公衆衛生・教育・治安・所得等の改善、いわゆるベーシック・ニーズの充足をめざす具体的政策が示されていたことである。また(2)の雇用創出計画については、先行開発計画の継続である。特に1980年代全般、都市の失業問題が深刻化し、大がかりな雇用対策委員会が組織されたが、その「チェネリー・ミッション」の調査と政策提言を反映したものである(この詳細については本誌、第3巻第1号、1986年の拙稿を参照されたい)。(3)と(4)はどちらも国内政治・社会的暴力(ヴィオレンシア)に対する政府の取り組みで、前期ベタンクール政権の政策の継続である。

このように社会政策の内容がきわめて明確であるのに対し、マクロ経済政策については一般的な方向づけしか示されていない。バルコ政権の経済政策は特にリーディング・セクターを設けず、あえて言えば鉱・エネルギー部門の開発、農業の多角化、そして輸出向け工業の促進という、これま

第2図 輸出品目別構成の変化(1945~90年)



第3図 「経済近代化計画」における輸入自由化計画



(注) 数字は輸入品目数を示す。

(出所) DNP, *Revista de Planeación y Desarrollo*, Vol. XXI, Nos.1 y 2, Enero-Junio 1990, p. 17より作成。

での経済政策路線と大きな変わりはないといえる。貿易政策の側面についても、前期末の「国内産業のインセンティブを高めるための段階的自

由化」方針が引き継がれたが、輸入自由化品目は1986年の36.2%から89年末の38.9%へと微増したにすぎない。

3 新政権の引き継ぐ「経済自由化路線」

さて、前期バルコ政権の経済運営の評価であるが、まず他のラテンアメリカ諸国が経済危機からの立て直しを模索、構造調整に苦渋し、1980年代を総じて「失われた10年」と称しているのに対し、コロンビアは相対的に順調な成長を遂げたといえる。すなわち、80年代の累積で、国内総生産の伸びは36.9%、国民1人当り生産では13.9%の成長を遂げた。第2に評価されるのは財政赤字の改善であり、これは86年の税制改革に基づいたものである。さらに貿易収支の好転と輸出構造の変化、つまり、近年の非伝統的品目(コーヒーと石油以外)の顕著な伸びが指摘される。50年代までは総輸出額に占めるコーヒーの割合は7割を超えていたのが80年代中盤では5割、そして現在では約3割に落ちている。半面、非伝統的輸出品目は88年では5割近く、うち半分は工業製品である(第2図)。90年もこの傾向は続き、コーヒーと石油その他の鉱産物を除く輸出品は38%にのぼると見込まれている。これは長年の課題であった脱コーヒー依存の実現を示すものともとらえられるが、主要非伝統的輸出品の内訳は、切花、繊維・皮革製品、書籍(出版物)、魚介類というように、必ずしも高度工業化の進展を裏づけるものではない。また、これに付随して考慮すべき点は89年のコーヒーをめぐる国際経済環境の変化である。輸出構造におけるコーヒーの比重は相対的にみて低下しているとはいえ昨年7月の国際コーヒー協定の経済条項(輸出割当制度)の廃止とそれに引き続く国際相場の大暴落はこの国の最も安定かつ重要な外貨獲得源の損失を意味する。現に、これまで1400万袋の生産と1000万袋の輸出というパターンを維持して

きた同国が、今年度の輸出量は1400万袋と見込まれ、国際価格が再び落ち込めば在庫放出という事態になろう。このマクロ経済全体への影響はガブリエリア政権期に問われることになる。

このような状況下、1990年2月22日、バルコ政権の任期終了間際に発表された「経済近代化5カ年計画」は、実質的には次期ガブリエリア政権への置き土産であった。そのあらましは以下のとおりである。まず第一期(1990~91年)は輸入の段階的自由化を振興する。第3図で示されたようにまず新たに861品目を自由化し、1991年末までに自由化率70%達成を目標とする。これまでは輸入許可体制としては三つのカテゴリー——自由化品目、事前許可品目、禁止品目——であったのを、今回過渡的体制として事前許可制のなかにさらに四つの分類が指定された(4月より実施)。これらが(1)関税入札制度、(2)自動承認制度、(3)輸入割当制度、そして(4)厳格管理制度である。(1)の関税入札制度に該当する品目は744、90年度は総額1500万米ドルを上限として輸入を許可するものであった。少なくとも年2回、品目群別に輸入業者に対して支払い可能な「関税率」の入札を行ない、それに従って関税率と輸入許可供与の調整を行なう仕組みである。当初指定された744品目の内訳は大半が最終消費財または投入財である。5割以上が食品・飲料、繊維・衣料で、国内製造業で最も生産シェアが大きい分野であり、伝統的に厳しい輸入規制がなされてきた品目である。すなわち、従来保護されてきた国内産業部門の競争力を高めつつ、「段階的自由化」を実現するために導入される新しい方式と解釈されよう。(2)については投入財および資本財の781品目が指定され、事前許可の手続きをとれば「自動的に承認」される。(3)輸入割当制には350品目が該当する。その内訳は、中間財あるいは、国内で生産される資本財の完成品に対する部品等である。このなかでこれまで輸入制限されていた品目については「割当制」が適応される。この「割

当」は、(3)に該当する財の国内生産総額の3%（およそ8000万米ドル）である。(4)の厳格管理制度に該当するのは主として国内で生産される農牧産品(354品目)で、短期的には従来の規制体制が続けられるが、中・長期的には(4)段階にあるものを(3)の割当制へ、割当制のものを自動承認制へ、というように段階的な自由化に暫時移行させようというのが同計画の意図である。

さて第2期の3年間は(1992~94年)はいわゆる「反輸出偏向」をなくすこと、具体的には関税率の標準化と引き下げにより、国内で生産される財の競争力を高め、輸出向け生産のインセンティブを高めることに重点が置かれる。現在コロンビアには25段階に分かれた輸入関税があるが、これを期間内に5段階までに是正する、さらに平均輸入関税率を国内産業の生産性を向上させるのに最適な水準までに引き下げること、等の方針が定められている。

以上が本計画の概要であるが、ガヴィリア政権が発足してから本年9月までの経過を辿ると、5カ年計画で出されたものよりもはるかに速いペースで自由化が実施されてきていることがわかる。筆者が把握する限り、7月24日に468品目、9月18日にさらに465品目が自由化され、総輸入品目5148のうち3940品目が自由化されたことになる。これは全体の76.4%にあたり、当初の目標値70%をはるかに超えている。また、輸入禁止品目(54)も7月の改正で事前許可制へ移行した。また事前許可制内での自由化の進行をみると、関税入札制度指

定品目の約4割、自動承認制度の約8割、そして輸入割当制度の5割以上がすでに自由化されたことになる。

さらに、9月17日付で機械製造部品、農業機械類、医薬品とその原料等を中心とする933品目に対する関税の5~10%の引き下げが行なわれた。この結果、平均税率は15.5%から11.3%に低下した。

こうしてみると、今回行なわれた輸入規制の軽減化、貿易自由化に関する一連の措置は、「経済近代化計画」にうたわれた開放経済路線を積極的に実施したものと受けとめられる。前項でみたとおり、輸入自由化・輸出促進というのは過去にも度々試みられた方向であった。しかし、そのいずれも実行力はきわめて限られていた。今回のとりくみは基本的に1980年代の「段階的自由化」方針の延長上に位置づけられるが、あえていえば80年代の経済危機とその結果ラテンアメリカ諸国に課された構造調整の動きのなかで、初めて本格的に輸入規制による国内産業保護政策の見直しがなされ、従来の経済政策の転換が図られたとも考えられる。また、コロンビア経済の特殊性という面からは、89年以降のコーヒーの自由貿易化、国際価格の暴落という出来事がこの経済政策転換の大きな外的要因のひとつになっていることも見逃せない。90年代が新たな発展段階を形成するか否かの判断は時期尚早であるが、ひとつの転換期に入ったことは紛れもない事実であり、今後この過渡期のコロンビア経済の行方に注目したい。

(はたや・のりこ/地域研究部)